

事 務 連 絡
平成 30 年 12 月 19 日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

妊婦加算の取扱いについて

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課、都道府県民生
主管部（局）国民健康保険主管課（部）、都道府県後期高齢者医療主管
部（局）後期高齢者医療主管課（部）あて連絡しましたので、別添団体
各位におかれましても、関係者に対し周知を図られますよう協力方願
いいたします。

事 務 連 絡
平成 30 年 12 月 19 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

妊婦加算の取扱いについて

妊婦加算については、平成30年度診療報酬改定において創設されたところですが、本日開催された中央社会保険医療協議会において、下記のとおり承認されましたのでお知らせいたします。告示に当たっては改めてお知らせいたしますので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して注意喚起を行うなど、その取扱いに遺漏のないよう、ご対応のほどよろしく願いいたします。

記

診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表第 1 章区分番号 A 0 0 0 に掲げる初診料の注 7（妊婦に対して初診を行った場合に限る。）、注 10 及び注 11、区分番号 A 0 0 1 に掲げる再診料の注 5（妊婦に対して再診を行った場合に限る。）、注 15 及び注 16 並びに区分番号 A 0 0 2 に掲げる外来診療料の注 8（妊婦に対して再診を行った場合に限る。）、注 10 及び注 11 に規定する加算については、平成 31 年 1 月 1 日から別に厚生労働大臣が定める日（現時点では定められていない。）までは算定できないこととする。なお、当該加算の算定については、平成 30 年 12 月 31 日まで、なお従前の例によること。